

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘の事故について 学校に補償を求めています…

一人娘のことで相談させてください。
私は娘が小さい時に夫と離婚し、親の家に住んで働きながら、娘を育てました。幸い成績も良く、3年前に県立高校に入学した後は柔道部に入って練習に励んでいました。
しかし2年生の夏、複数の学校が合同して行う夏期合宿に参加した時に大変な事故が起きました。他校の柔道部員と練習試合中、大外刈りをかけられて娘は後頭部を畳に強打。試合を観戦していた指導教諭の所に行って話をしているうちに倒れ、意識を失って救急搬送されたのです。連絡を受けて私も慌てて

病院に駆けつけましたが、急性硬膜下血腫とのこと、直ちに緊急手術が行われました。
娘には四肢不全麻痺、高次脳機能障害等の重い後遺障害が残り、2年を経た今も、排泄、食事や移動などを一人で行えず、一生この状態のままだそうです。
なおこの事故の2カ月ほど前、娘は練習中に負傷して「急性硬

膜下血腫及び脳挫傷で約2週間の安静を要する」との診断を受け、その診断書を柔道部に提出しています。
私たちは学校側に補償を求めているのですが、学校側は自分たちには過失がなかったとして取り合ってくれません。どうしたらよいでしょうか。

2カ月前の事故診断書をもとに医師の証言を得て、 県に対して損害賠償を起こすことになります。

それは何ともお気の毒で、慰めようもありません。お母様もご両親様もどんなにかお辛いことでしょうか。
学校の課外の部活動において、学校側は生徒を指導監督し、事故の発生を未然に防止すべき安全配慮義務を負っています。とりわけ柔道は、投げ技等の技をかけた者が負傷する事故が生じやすく、ラグビーと並んで危険性が最も高いのです。最近12年の間に部活動中の事故で死亡しないし重傷を負ったのは柔道が最多で50件と報告されています。安全対策としては受け身の練習が重要だそうです。
つまり、学校側は生徒の健康状態や体力や技量等の特性を十分に把握し、それに応じた指導をしなければなりません。娘さんの技量はどの程度だったのでしょうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。

学校側は生徒の健康状態や体力や技量等の特性を十分に把握し、それに応じた指導をしなければなりません。娘さんの技量はどの程度だったのでしょうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。
学校側は生徒の健康状態や体力や技量等の特性を十分に把握し、それに応じた指導をしなければなりません。娘さんの技量はどの程度だったのでしょうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。

学校側は生徒の健康状態や体力や技量等の特性を十分に把握し、それに応じた指導をしなければなりません。娘さんの技量はどの程度だったのでしょうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。
学校側は生徒の健康状態や体力や技量等の特性を十分に把握し、それに応じた指導をしなければなりません。娘さんの技量はどの程度だったのでしょうか。対して相手の技量はどうか。対して相手の技量はどうか。

